官報
（号外）
大蔵省印刷局発行
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（農林水産七一五）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
消防設備点検資格者講習の実施に関する公示（消防庁）　九
消防設備点検資格者再講習の実施に関する公示（同）　七
法務
外国人登録証明書失効（法務省）　一〇
〔公告〕
政府調達
入札公告　七
諸事項
裁判所
除権判決、免責関係　七
特殊法人等
端末機器技術基準認定関係　三
会社決算公告　五

告示

○農林水産省告示第七百十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成四年七月一日から施行する。

平成四年六月十五日

農林水産大臣　田名部匡省

第一条第二項中「甘しょ、馬鈴しょ」を「さつまいも、ばれいしょ」に、「グラヂオラス」を「グラジオラス」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八条の検査は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる数量未満について行うことができるものとする。

一　輸入しようとする植物に添附された法第六条第一項の検査証明書又はその写しに輸出国政府機関による検査の実施を確認した旨の植物防疫官の付記がなされている場合

二　輸入しようとする植物に特別な検疫上の措置がなされているときその他取締上支障がないと認められる場合

第三条第一項に次の一号を加える。

五　前号の場合において当該有害動物又は有害植物が僅少であるときその他取締上支障がないときにあつては当該有害動物又は有害植物の附着しているものの全部又は一部の消毒又は焼却

別表第一を次のように改める。

別表第一　検査すべき数量　（第二条）

植物の種類	検査商品の大きさ	検査する数量
一　果樹類の植物及びさし木、挿木、だいこん、その他根菜、茎、葉等の植物の部分であつて栽培の用に供するもの		
1　かんきつ類、くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご等	―	全量
2　アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等	九〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本以上	五〇本以上 四五〇本以上 五七〇本以上 九〇本以上
二　特用作物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	九〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本以上	五〇本以上 四五〇本以上 五七〇本以上 九〇本以上
三　前項に掲げる植物以外の根菜類及びその部分であつて栽培の用に供するもの		
1　いちご、すぎな、そらまめ、つばき、まつ、やし類等	一、〇〇〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本以上 二四、〇〇一本以上	三〇〇本以上 四〇〇本以上 五〇〇本以上 六〇〇本以上 八〇〇本以上
2　めろん、ドラセナ、ユッカ等	一、〇〇〇本未満 六、〇〇一本未満 九、二〇一本以上	三〇〇本以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上
四　さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎（種苗の用に供されないものを含む。）	―	全量
五　球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの		
1　すいせん、たまねぎ等	一、〇〇〇個以上 四、〇〇一個以上 一〇、〇〇一個以上 二〇、〇〇一個以上 四〇、〇〇一個以上	三〇〇個以上 三〇〇個以上 四〇〇個以上 六〇〇個以上 九〇〇個以上
2　アマリリス、クロッカス、グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンス、ゆり等	一、〇〇〇個以上 四、〇〇一個以上 一〇、〇〇一個以上 二〇、〇〇一個以上 四〇、〇〇一個以上	三〇〇個以上 三〇〇個以上 四〇〇個以上 六〇〇個以上 九〇〇個以上
六　前項に掲げるもの以外の球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	一、〇〇〇本未満 六、〇〇一本未満 九、二〇一本以上	三〇〇本以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上

	2 前掲に掲げるもの以外の植物	一、〇〇〇本以上	一、〇〇〇本以上
		一、八四一本以上	一、八四一本以上
		四、六〇一本以上	四、六〇一本以上
		九、二〇一本以上	九、二〇一本以上
		二四、〇〇一本以上	二四、〇〇一本以上
七 種子であつては、種の用に供するもの	1 稲、大麦及び小麦	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満
		一、五〇〇キログラム以上	一、五〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		七、五〇〇キログラム以上	七、五〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
	2 前掲に掲げるもの以外の植物	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満
		一、五〇〇キログラム以上	一、五〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		七、五〇〇キログラム以上	七、五〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
八 特殊容器に収入された植物及びその部分であつて観賞の用に供するもの	植物容器に収納又は密封されているすべての植物	一〇〇個以上	一〇〇個未満
		一、〇〇〇個以上	一、〇〇〇個未満
九 切り花及び切り枝等の生鮮状態の植物であつて観賞の用に供するもの	1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビューム、ばら、ライラック等	一、五〇〇本以上	一、五〇〇本未満
		二、〇〇〇本以上	二、〇〇〇本未満
		三、〇〇〇本以上	三、〇〇〇本未満
		七五、〇〇〇本以上	七五、〇〇〇本未満
	2 ヘリコニア、もみじ等であつて大型のもの	三七五本以上	三七五本未満
		二、〇〇〇本以上	二、〇〇〇本未満
		七、五〇〇本以上	七、五〇〇本未満
十 生鮮状態の生野菜	1 オレンジ、かん、グレープフルーツ、なし、ぶどう、ぽんかん、マルメロ、りんご、レモン等	一〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム未満
		一、〇〇〇キログラム以上	一、〇〇〇キログラム未満
		二、〇〇〇キログラム以上	二、〇〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
		二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇、〇〇〇キログラム未満
		二五、〇〇〇キログラム以上	二五、〇〇〇キログラム未満
		三〇、〇〇〇キログラム以上	三〇、〇〇〇キログラム未満
		一〇％以上	一〇％未満
		二〇％以上	二〇％未満
		三〇％以上	三〇％未満
		四〇％以上	四〇％未満
		五〇％以上	五〇％未満

	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ざくろ、もも、ライム等	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満
		一、〇〇〇キログラム以上	一、〇〇〇キログラム未満
		二、〇〇〇キログラム以上	二、〇〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
		二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇、〇〇〇キログラム未満
		一〇％以上	一〇％未満
		二〇％以上	二〇％未満
		三〇％以上	三〇％未満
		四〇％以上	四〇％未満
		五〇％以上	五〇％未満
	3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び冷凍された生果実	五〇キログラム以上	五〇キログラム未満
		一、〇〇〇キログラム以上	一、〇〇〇キログラム未満
		二、〇〇〇キログラム以上	二、〇〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
		二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇、〇〇〇キログラム未満
		一〇％以上	一〇％未満
		二〇％以上	二〇％未満
		三〇％以上	三〇％未満
		四〇％以上	四〇％未満
		五〇％以上	五〇％未満
	4 ココやし、ドリアン、バナナ、パインアップル等	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満
		一、〇〇〇キログラム以上	一、〇〇〇キログラム未満
		二、〇〇〇キログラム以上	二、〇〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
		二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇、〇〇〇キログラム未満
		一〇％以上	一〇％未満
		二〇％以上	二〇％未満
		三〇％以上	三〇％未満
		四〇％以上	四〇％未満
		五〇％以上	五〇％未満
	5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等	一七五キログラム以上	一七五キログラム未満
		一、〇〇〇キログラム以上	一、〇〇〇キログラム未満
		二、〇〇〇キログラム以上	二、〇〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
		二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇、〇〇〇キログラム未満
		一〇％以上	一〇％未満
		二〇％以上	二〇％未満
		三〇％以上	三〇％未満
		四〇％以上	四〇％未満
		五〇％以上	五〇％未満
	6 かぼちゃ、すいか、メロン等	一〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム未満
		一、〇〇〇キログラム以上	一、〇〇〇キログラム未満
		二、〇〇〇キログラム以上	二、〇〇〇キログラム未満
		五、〇〇〇キログラム以上	五、〇〇〇キログラム未満
		一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇、〇〇〇キログラム未満
		二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇、〇〇〇キログラム未満
		一〇％以上	一〇％未満
		二〇％以上	二〇％未満
		三〇％以上	三〇％未満
		四〇％以上	四〇％未満
		五〇％以上	五〇％未満

7 きゅうり、トマト、なす、エンダイブ、キャベツ、セロリー、はくさい、レタス、かぶ、さといも、しょうが、たまねぎ、にんじん、にんにく等	一〇〇キログラム未満	一〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム未満	一〇〇キログラム以上	一〇％以上
8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はるさい、ブロッコリー、まけい、みょうが、らっきょう、リーキ等	七五キログラム未満	七五キログラム以上	七五キログラム未満	七五キログラム以上	一〇％以上
9 いも、えんどう、オクラ、とうがらし、しょうが、チコリ、ヤキャベツ等及び豆類を除いた野菜類	七五キログラム未満	七五キログラム以上	七五キログラム未満	七五キログラム以上	一〇％以上
十一 かぶ類の種子であつて採種の用に供されないもの（ひき割り、粉砕等の一次加工を含む。）					
1 菜種、モルト等	一〇〇キログラム未満	一〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム未満	一〇〇キログラム以上	五％以上
2 麦（精麦を除く）、大麦、小麦、とうもろこし等	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	一〇％以上

十二 豆類の種子であつて採種の用に供されないもの（大豆を除きひき割り、粉砕等の一次加工品を含む。）					
小豆、いんげんまめ、えんどう、きなこ、そらまめ、らいまめ、らっかせい、緑豆等	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	一〇％以上
十三 油糧種子であつて採種の用に供されないもの及び肥料用又は飼料用種物					
1 あぶらな、ごま、亜麻仁、コプラ、大豆、ひまわり、紅花等	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	一〇％以上
2 アルファルファ、ヘイキューブ、アルファルファペレット、米ぬか、大豆ミール、ふすま等	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	一〇％以上
3 アルファルファ、チモシー等の飼草	三〇キログラム未満	三〇キログラム以上	三〇キログラム未満	三〇キログラム以上	一〇％以上
十四 穀類の種子であつて採種の用に供されないもの					
1 くり、ぶどうくるみ等	三〇キログラム未満	三〇キログラム以上	三〇キログラム未満	三〇キログラム以上	一〇％以上
2 いちょう、カシューナット、はしばみ、ペカン、むかり、ひまくるみ等	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	六〇キログラム未満	六〇キログラム以上	一〇％以上

十五　し好品・香辛料及び香料・飲料類であつて動植物の用に供されないもの		くちなし、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、ターメリック、薬用にんじん等	一〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム以上	一〇％以上
十六　乾燥植物類（乾燥牧草を除く。）	1　乾燥果実及び乾燥果菜	橙皮、そばがら、栗にほへ、みずこけ、もずく、麻黄等	五〇キログラム以上	五〇キログラム以上	〇・五％以上
	2　乾燥種子		一〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム以上	一〇％以上
十七　わら類		稲わら、麦わら及びなたね、むしろその他のわら工品	三〇〇キログラム以上	三〇〇キログラム以上	三〇〇キログラム以上
十八　木材	1　南洋材、米材、北洋材等		三〇〇本以上 八〇〇本以上 一六〇〇本以上 三〇〇〇本以上	三〇〇本以上 八〇〇本以上 一六〇〇本以上 三〇〇〇本以上	一〇〇％以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上 五〇〇本以上
	2　まつ、ひのきうちわけ等		一〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 二〇〇〇キログラム以上 七〇〇〇キログラム以上 一〇〇〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 二〇〇〇キログラム以上 七〇〇〇キログラム以上 一〇〇〇〇キログラム以上	一〇％以上 二〇〇キログラム以上 三〇〇キログラム以上 四〇〇キログラム以上 六〇〇キログラム以上
十九　前各項に掲げるもの以外の植物及び全部植物類			一〇キログラム以上 八〇キログラム以上 二〇〇キログラム以上 七〇〇キログラム以上 一〇〇〇キログラム以上	一〇キログラム以上 八〇キログラム以上 二〇〇キログラム以上 七〇〇キログラム以上 一〇〇〇キログラム以上	一〇％以上 一〇キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上
二十　輸入を禁止された輸入貨物			―	―	―

別表第二を次のように改める。

別表第一第三条第一項関係の規定する指定の法律

植物の種類		有害動物又は有害植物	指定
一　温帯類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、芽、葉等の植物の部分であつて栽植の用に供するもの	1　かんきつ類、くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご等	ミカンクロバゴコナジラミ、モモキバガ	検疫対象の全部の焼却
		プラムポックスウイルス、ナシ炭疽病菌、デウテロフォーマ・トラケイフィラ	検疫対象の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		ブドウオオハリセンチュウ	検疫対象の全部又は有害動物の附着しているもの又は有害植物の附着している検査対象の全部又は有害植物の附着しているもの又は焼却
		ミカンハダニ、ナシマルカイガラムシ、ブドウネナブラムシ、ゴアプラムシ、リンゴコカクモンハマキ、オテイオリンクス・シングラリス、ルリカミキリ	検疫対象の全部又は有害動物の附着しているもの又は有害植物の附着しているもの又は焼却
		カンキツトリステザウイルス、根頭がんしゅ病菌、リンゴ腐敗病菌	検疫対象の全部の焼却
	2　アボカド、キウイフルーツ、パイン（アップル、フェイジョア、マンゴ等）	ロセリニア・ブノデス	検疫対象の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		パナナネモグリセンチュウ	有害動物の附着している検査対象の全部の焼却又は焼却
		オリゴニュクス・コフフェアエ、オリーブカタカイガラムシ、ジャワマルカイガラムシ、オルタガ・エクスウイナケア、ディアクリシア・インウエスティガトルム、シイノコキクイムシ	有害動物の附着している検査対象の全部の焼却又は焼却、有害植物の附着している検査対象の全部又は有害植物の附着しているもの又は焼却
		トマト黄化えそウイルス、アボカド根腐病菌、パインアップル腐敗病菌	検疫対象の全部の焼却
二　特用作物及びその部分であつて栽植の用に供するもの	3　きとうまめ、茶等	モロコシマダラメイガ	検疫対象の全部の焼却
		チャウネビフィージー病ウイルス	検疫対象の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		テンサイシストセンチュウ	有害動物の附着している検査対象の全部の焼却又は焼却、有害植物の附着している検査対象の全部又は有害植物の附着しているもの又は焼却
		ヒラタカタカイガラムシ、ルビーロウムシ、ゼウゼラ・コフフェアエ、チャドクガ、チャウネビコクソウムシ	検疫対象の全部の焼却
		チャトウネビモザイクウイルス、根頭がんしゅ病菌、茶枝枯病菌	検疫対象の全部の焼却
三　前各項に掲げる植物以外の穀類及びその部分であつて栽植の用に供するもの	1　いちょう、すぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等	チンケクチブトゾウムシ	検疫対象の全部の焼却
		ニレ立枯病菌	検疫対象の全部の焼却
		キタネコブセンチュウ	有害動物の附着している検査対象の全部の焼却又は焼却